

平成25年10月17日

衆議院議長	総務大臣	環境大臣
参議院議長	農林水産大臣	消費者及び食品安全担当大臣
内閣総理大臣	経済産業大臣	消費者庁長官 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

食品ロスの削減に関する意見書(案)

国の推計によると、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる食品ロスは、国内で年間約500万トンから800万トン発生している。

このうち、食品メーカー、卸・小売店における食品ロスは、300万トンから400万トンで、その一因として、食品業界における商慣習が挙げられる。

これは、食品の製造日から賞味期限までの期間について、メーカーから小売店への納品期間、小売店での販売期間及び家庭での消費期間にそれぞれ3分の1ずつ充てるものであり、例えば、賞味期限6カ月の食品では、賞味期限までの期間が4カ月残っていないと、メーカーは小売店に納品できず、結果として、廃棄や過剰在庫につながっている。

現在、食品業界では食品ロスの削減に向け、この期間を試行的に緩和し、その効果を測定する実証実験を行っているが、こうした取り組みを広めていく必要がある。

また、家庭での食べ残しや直接廃棄等による食品ロスも200万トンから400万トンに上っていることから、消費者が食べ物への感謝の心を大切にし、残さず食べる習慣を身につけたり、食品の購入に際して鮮度を過剰に重視する姿勢を改めるなど、消費者の意識改革も進めていかなければならない。

よって国においては、食品ロスの削減に向け、官民が連携した国民運動の展開を図るなど、社会全体で取り組む仕組みを構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。